

移動等円滑化の促進に関する基本方針（案）

＜都市公園関係部分のみ＞

平成18年 月 日
〔国家公安委員会、総務省、告示第 号〕
国土交通省

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

2 移動等円滑化の目標

(4) 都市公園

①移動等円滑化園路

平成22年までに、全国の都市公園のうち、移動等円滑化基準を満たす園路等（移動等円滑化園路）が設置された都市公園の割合を約4.5%とする。

②駐車場

平成22年までに、駐車場の設置された都市公園のうち、移動等円滑化基準を満たす駐車場が設置された都市公園の割合を約3.5%とする。

③便所

平成22年までに、便所の設置された都市公園のうち、移動等円滑化基準を満たす便所が設置された都市公園の割合を約3.0%とする。

※今回のパブリックコメント対象箇所は、下線部に限らせていただきます。